

◆◆ 空家等の所有者様へ ◆◆

このお知らせは、空家等を所有していない方、適正に空き家を管理されている方にも同封しています。ご了承ください。

注意!

真岡市内の空き家が狙われています!!

「空き家」は人の目も少なく、防犯対策もされていないことが多いため、空き巣など泥棒に狙われやすくなっています。また、空き家は泥棒の被害だけではなく、不審者が棲みつくおそれもあります。

さらに、違法薬物等の取引場所として利用されることもあります。

【対策】 ～被害防止～

- 庭木の手入れをする
- ポストの中身を定期的に回収し管理する など、所有者が出入りしており、管理が行き届いている状態にすることが重要です。しっかり管理しましょう!!



所有する空き家が被害にあったら…
不審者を見たら…

真岡警察署
0285-84-0110

※令和7年7月に真岡警察署と空き家対策に関する協定を締結しました。

今後、一時的に住まない状況でも…

空家等の適正な管理 をお願いします。

空家等を管理せず放置し、周囲の住民や通行人等に被害を与えた場合、空家等の所有者等が、**損害賠償の管理責任を問われる場合**があります。(民法 717 条)

所有している空家等についてお困りごとがある方は、
くらし安全課 空き家対策係までご相談ください。



空家等について

- ◆ 空家等は所有しているだけで、使っていないのに… 固定資産税や維持管理費がかかります。
- ◆ 適正に管理されていないと… 建物の老朽化が急速に進みます。
近隣に迷惑をかけることもあります。
※真岡市では草木の繁茂や建物の破損等空家等に関する苦情・相談等が多く寄せられています。
- ◆ 使わない空家等は… **早期解決**が重要です!

空き家バンク



解体



空家等対策に関するお問い合わせ
真岡市 くらし安全課 空き家対策係
TEL:0285-83-8144